

# くらしの相談所

## 問合せ先

市民生活課市民相談センター・  
消費生活センター  
(☎28-9110)

## 光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなるという勧誘にご注意ください！

大手通信会社などを名のっている、実際は関係のない事業者が勧誘しているケースがあります。

光回線をアナログ回線に戻すと利用料金が安くなる場合がありますが、事業者からの勧誘には、必要のないサービスが契約の中に含まれていることがあります。

勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要がないと思ったときはきっぱりと断りましょう。

### 3月まで悪質商法被害防止共同キャンペーン実施中

社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。詳しくは県のホームページをご覧ください。

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター(ヨリネスしばた1階)では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=土・日曜日、祝日・年末年始を除く  
9:00~16:00(受付は15:30まで)

## 司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです。

とき=4月2日☎13:30~16:30

ところ=消費生活センター(ヨリネスしばた1階)

予約先=同センター(☎28-9110)

※4月1日☎15:30までに予約してください